

# 太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する検討会議設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、本市に設置または設置予定の太陽光発電施設の適正化を図るため、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する検討会議（以下、「検討会議」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 市長の諮問に応じて、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する審議を行うこと
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討会議の目的を達成するにあたって必要な事項の審議を行うこと

## (組織等)

第3条 検討会議は、10人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる団体又は個人のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 観光商工関係団体
- (4) 町内会関係団体
- (5) 一般公募

## (任期)

第4条 構成員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

## (会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、構成員の互選により定める。

3 副会長は、構成員のうちから会長が指名する。

4 会長は、検討会議を代表し、会務を整理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 協議を効果的に行うため、検討会議にアドバイザーを置くことができる。

## (会議)

第6条 検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

## (庶務)

第8条 検討会議の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年12月8日から施行する。